望月ゼミナール A班

不良債権処理

~銀行の健全化についての考察~

 岡島加奈
 久保隆

 白瀬浩将
 西村旭生

 佐藤藍
 真田博幸

١

目次 序章 P3

一章 P3-P6

二章 P7-P11

三章 P11-P17

終語 P17-P18

序章

lacksquare

を指す。

現在、不良債権は日本の金融システムにとって最大の問題となっている。不良債権によって金融機関は自己資本、また利益を減少させ、その結果リスクテイク能力を低下させ利益を減少させている。それにより融資が滞り、企業経営は不況も相まってさらに業績を悪化させる可能性を持ち、さらなる不良債権が発生させ、銀行の財務内容、また、銀行が融資機能を低下させることにより日本経済全体に渡り資金の流れを鈍化させ、日本経済低迷させている懸念がある。そもそも、不良債権とは、一般的に、金融機関にとって、約束どおりに返済がとり行われない債権や、利息の支払が約束どおりに受けとられていない債権

バブル崩壊後、多額の不良債権を発生させるとともに、現在もなお不良債権を発生させ、依然として不良債権の最終的な解決までの道程はいまだ不透明である。

日本経済にとって景気の低迷の脱却には不良債権問題を克服し、金融システムの機能を改善しなくてはならず、

その対応として、政府による金融再生プログラムなどが上げられ、それらの政策に対応により不良債権処理を進めていかなければならない。

本論文では現在、発生し問題となっている不良債権が金融機関に与えている 影響を分析し、不良債権に対し今後取りうるべき対応を検討する。

第一章

日本の不良債権残高を、全国銀行の「リスク管理負債」(図1-1、参考資料 1 - 1)でみると、バブル経済が崩壊し日本の土地・株価などの資産価格(図 1-1、図1-2)が下落し始め、日本経済が不況に陥った 93 年 3 月期以降増 加傾向をたどっている。各年度におけるリスク管理負債の推移を見るとリスク 管理負債の公表は 93 年 3 月期から 95 年 3 月期までは「破綻先債権」と「延滞 債権」のみであったが、96年3月期から金利を減免している債権などを付け加 え不良債権の公表対象の範囲が拡大されたことにより、一期に不良債権は増加 して見える。98年3月期のリスク管理負債の増大は破綻先債権、延滞債権のほ か3か月以上延滞債権と貸出条件緩和債権にまで不良債権の範囲が拡大された。 これにより、リスク管理債権の公表範囲は増加。98年以降はリスク管理負債の 定義の変更はなく、それ以降、不良債権残高は30兆円で高止まった状態に見え るが不良債権の増減を見るにあたって銀行の不良債権処理額を見る必要がある。 銀行は、住専処理や大手銀行の破綻を契機に銀行は不良債権の処理に注力し 始め、とくに貸倒引当金の積み増しという間接償却という形で不良債権の処理 を進めた。(図1-5)銀行の不良債権最終処理額の推移をみる、不良債権最終 処理額とは、回収が不能になった貸出金を損失処理した「直接償却」、回収の見 込みがうすい債権を損失見込額として会計年度末に負債としてバランスシート に計上された「間接償却」、担保土地等の売却時における回収額の合計である。 98 年から 2001 年にかけて銀行の不良債権最終処理額を見てみると銀行は不良 債権を 45 兆円あまり最終処理したことが分かる。ここで、リスク管理負債の残 高と比べて見ると、リスク管理負債の残高の推移は横ばいになっており、ここ 期間においてリスク管理負債の定義の変更がないことを考慮にいれると、不良 債権の処理額とほぼ同等ないしそれ以上の不良債権が発生していることが考え られ、その結果、リスク管理負債の総額が高止まっているのである。

本節では、不良債権が金融機関、主に銀行の経営にどのような影響を及ぼしているかを分析する。

バブル崩壊後、金融機関の不良債権処理費を見ると、金融機関はこの92年から2002年の10年の間に、81兆5千億円(金融庁2002年8月公表)また、破綻した金融機関の不良債権処理費を含めると90兆円にもわたる不良債権を処理してきた。92年から年度ごとに不良債権処理の状況を見てみると95年3月期から金融機関本業の収益にあたる業務純益(貸出や債権等からの収入から調達金利、経費を差し引いたもの)を上回り、96年3月期から当期利益(業務純益から不良債権処理額を引き、保有する株式による益出し等またその他の損益

を加えたもの)を上回り、とくに96年3月期から99年3月期にかけて3年間連続の赤字となっている。バブル崩壊後この10年にわたって当期利益は減少し続け、銀行本業の貸出などによる収益である業務純益では不良債権処理に対応することが困難であることがわかる。このような不良債権の償却費用の増加やそれに伴う収益の減少は銀行の経営への影響として、銀行の融資機能の低下が懸念される

不良債権が銀行の融資機能の低下につながる要因は自己資本比率を維持しようとすることである。

自己資本比率基準には、BIS 基準と国内基準の二つがあり、まず BIS 基準は 国際的な業務を行う場合適用され自己資本比率を 8%以上、国内業務のみを行う銀行に適用される国内基準では 4%以上の維持が求められる、これらが達成されない場合は金融庁の早期是正措置(参考資料1-2)の対象となる。銀行の自己資本比率(参考資料1-3)とは、資産の危険度に応じてウエイトづけした資産を分母に、資産にバランスシートに現れない含み益(有価証券、株の含み益)等を加えたものを分子にとしたものである。のこれらの規制に対応するために貸出が慎重化している可能性がある。

銀行が自己資本比率を高めるためには分子にあたる資本金を増やすか株式等の含み益を上げる必要がある。しかしながら、現在、銀行の資本金は多額の不良債権処理により目減りしている状態であり、株式等はその価格を減少させている。

もう一方自己資本比率を上げる方法として分子にあたるリスク資産を削る方法がある。ここでリスクウエイトが100%の企業向け融資を減少させる方法がある。これが要因となって銀行が融資機能の低下させていると考えられる。

以上のことから、不良債権処理増大による自己資本低下に対応するため、貸出を抑制させる傾向があると考えられる。そのような状況を踏まえ90年代の銀行の状況をみると、銀行は、低リスクの貸出先については積極的な貸出を行っているが、不良債権処理も相まって、他の融資先、とくに中小企業に対する貸出には消極的な姿勢である。これを中小企業に対する貸出態度 D.I.(図1-6)でみると中小企業への貸出は80年代と比較しバブル崩壊後の不況から資金供給が落ち込んでいることが窺え、90年代以降は、いわゆる「貸し渋り」「貸し剥がし」と言う状況が発生している懸念がある。「貸し渋り」とは銀行が新規融資や追加融資に応じない状況、また貸出金利の引き上げ融資額に対する担保の追加の要求など、のことであり、「貸し剥がし」とは銀行は融資先から貸出金を回収する状況を言う。

この間の中小企業の借入れ(図1-8)の推移をみると90年代に入り、減少傾向であり、その理由の一つとして資金の借りてである企業の資金需要の減退が上げられるが、96年後半からの借り入れの減少と先の貸出態度 D.I.を比較するとこの間に企業の資金需要の減退のみならず、資金の供給側である金融機関の貸出が慎重化し、つまり「貸し渋り」の状態が発生していたと考えられる。

銀行が融資の慎重化に伴い発生する「貸し渋り」が中小企業に与えた影響とし て中小企業の設備投資の推移(図1-7)をみると92年から94年また97年か ら 98 年後期にかけて大きく減少させている。設備投資が減少する理由として、 企業の資金借入れと場合と同じく設備投資需要の低下がその要因となっている と考えられる。特に 92 年から 94 年の設備投資の減少を貸出態度 D.I.と比較し てみると貸出態度 D.I からは中小企業、つまり資金需要側から銀行の貸出をみ ると必ずしも厳しくはないことがみてとれる、この間においては資金の貸し手 側にあたる銀行の融資姿勢の問題によるものより資金需要側の中小企業が設備 投資需要を低下させたことが要因となっていると考えられる。97 年から 98 年 後期の設備投資の状況をみる。この間において中小企業の設備投資は大きく落 ち込んでいるのだがその理由として、まず、中小企業による設備投資需要の減 退も考えられるのだが、この間の貸出態度 D.I.と比較してみると銀行の貸出姿 勢は非常に慎重であったことがわかる。この期間の銀行の当期利益(図1-9) を見てみると不良債権の増加や株価の下落により保有する株による益出しを減 少させたことも相まって自己資本を減らし、その結果、銀行はリスクテイク能 力を著しく損ないそれが中小企業への貸出の減少つまり「貸し渋り」として現 れ、中小企業の資金調達が困難になり、それがこの期間における設備投資の減 少につながったと考えられる。

以上、まとめると銀行は不良債権によりリスクテイク能力を低下させ、それが企業への融資を慎重にさせ、銀行が融資機能を低下させている。デフレ下では、多くの企業が設備投資を抑え資金重要を減らす、まずこのことが銀行から企業への資金の流れを滞らせる一つの原因となる。これは現在のデフレ不況においてリスクに見合った金利で借り入れしなおかつ、利益を出す企業が少ないためである。そして、銀行から企業への資金の流れを滞らせる原因となっているのが、銀行による融資の慎重化つまり「貸し渋り」と言われる状況である。資金調達の多くを銀行融資に頼ってきた中小企業にとって過去において中小企業にとってはこのような「貸し渋り」状態は、設備投資の減少、倒産などを起こす原因となり総需要が減退する可能性を多分に持つ可能性がある。また、銀行の融資が滞る要因として資金供給側である銀行が不良債権処理によりリスクテイク能力低下によるものだけではなく、資産デフレにより土地の担保価値は下落したことにより土地を担保とし融資を受けるシステムが成り立たなくなったことも上げられる。

今後の金融機関の不良債権への対応は多額の不良債権処理により自己資本を下げない苦肉の策として貸出を容易には行わず、慎重な業務にならざるを得ない。銀行が不良債権を処理する過程で企業の整理・淘汰やリスクに見合った貸出金利体制への動きは避けられないがこれは長期的にみてより効率的な融資体系へ繋がる。ただし、短期的には金融面から企業が圧迫されることとなる。このような状態を緩和し円滑な金融システムを維持するため政策を執っていく必要がありここは3章で述べる。また金融機関が不良債権発生の際に生ずる信用コストに対処し、尚且つ、健全な企業活動を支えられるよう収益力を強化することも重要である。

第2章 不良債権問題の長期化の要因(不良債権問題の分析)

この章ではなぜ不良債権の処理が長期化しているのかを分析する。

不良債権が減らない原因は複数の要因が絡み合っているがここで注目したいのは銀行が経常利益を超えるような不良債権処理をしている時期があるにもかかわらず、未だに30兆円という膨大な不良債権を抱えていて、さらにはそれが下げ止まっていることである。

この要素は大きく2つにわけることができると考える。

まず、第一に既存分の不良債権の審査の強化によるものである。(=銀行の認識の甘さ)

1990年代の初頭にバブル経済が崩壊し、土地・株などの資産価格が大幅に下落した。バブル時代に多額の借金(=土地を担保にしていることが多く当時は土地神話などがあり銀行からの査定が土地を所有していれば容易だった。)をし、不動産投資や設備投資を行った企業の中に事業計画の収益が合わず、入金や元本を約束どおりに返済することができなくなるところが出現したと想定される。

だが、当時の銀行は、景気は循環するものなので、何年かたてばこうした企業業績も回復すると考え追い貸しによって企業の倒産を防ぐことをしていた可能性もある。だが不況が長期化し、平成10年には不良債権の新基準が公表されてれによれば10兆円もの正常債権から不良債権の移行が起こっている。

これは銀行のできる限りバランスシートをきれいにしておきたいという考えと、BIS規制により自己資本比率を高めに見せたいことや、株主や取引先などへの配慮などの背景があると考えられる。また、最近のこととして 2001 年秋から02 年の春にかけて行われた「特別検査」では大手13 行の大口債務者に対して行われた特別検査があり、その結果、検査対象者数 149 のうち半分に近い71 社が格下げとなり不良債権が大きく増大したことなども銀行の自己審査の甘さの現れであると考えられる。(これから察するに依然として金融庁も銀行も実際の不良債権の把握ができていないのではと疑問が残る。)

もう1つの要因として、新規発生分まで償却しきれていないということがあげられる。これは、毎年10%ともいわれるストックデフレによる影響や、G

DP成長率が97年、2001年とマイナス成長を記録したことは民間需要、 投資の低迷となり企業の業績は悪くなるため多額の不良債権を処理しているに もかかわらず不良債権高が止まってしまっているのは不況が大きくかかわって いるといえるだろう。

検査基準となる金融検査マニュアルの検証

正式には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」という。金融庁は、銀行に対して定期ないし特別検査を実施するが、検査官の手引書がこれにあたる。銀行はこの手引書に沿って自己査定用の詳細な検査マニュアルを作成しており、融資先を査定している。中小・零細の融資先の査定には「金融検査マニュアル別冊」がある。

この手引書に従って貸出先を分類した場合、不良貸出先とは「要注意先」の中の「要管理先」「破綻懸念先」「実質破綻先」」「破綻先」を指す。まず銀行内で金融庁の指導に基づいて融資先の信用度を格付けする。この作業を自己査定という。銀行は融資先の経営状態に従って、正常先を A ランクとし、以下の破綻先まで16ランクに細かく分類して、それを「要管理先」などにくくりなおす。この作業を「自己査定」といい、その分類ごとの倒産確率に従って貸倒引当金をあらかじめ積んでおく。赤字続きで繰り越し欠損を抱えている会社の中で要管理先に分類されているものがグレーゾーンと呼ばれ、銀行の融資姿勢が厳しくなる。銀行側も自己資本比率の基準を維持するために実態は破綻懸念先の企業なのに査定をあまく見積もって「要管理先」としている場合もある。資源回収か再生融資か、銀行に厳しい判断を迫られるのが「破綻懸念先」である。

都庁信の破綻懸念先以下の債権に関する最終処理と新規発生の足取りを見てみると最終処理は一定の推移を見せているが、他方新規発生は13年度3月末(特別検査の調査時期と重なる)から発生ピッチの勢いは衰えず、貸出資産内容の劣化が続いている。この新規発生はやはり貸出資産内容の実態が明らかになったことと景気低迷が大きな要因となっているのは明らかである。

査定区分のつけ方

実務的な財務内容や資金繰りの困難度、現在の収益力に対する評価を行う。次にその評価に基づいて事業の持続性やキャッシュフロー(当期利益+減価償却費など)による債務償還能力を測る。そして経営改善計画の妥当性、非メインバンクなどの金融機関の支援体制なども問う。これらを総合的に判断した上で

債務者区分が行われる。

中小零細企業の場合、会社とその代表などとの業務や経理、資産所有との関係とが明確に区分されておらず、実質的には両者が一体化しているケースも少なくない。財務の計数もはっきりしていない。加えて政府は、銀行の不良債権処理を加速させたために、そのしわ寄せが立場の弱い中小・零細企業に及ぶことを大変懸念している。このため特に中小・零細企業については「当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証状況等を総合的に勘案して債務者の査定区分を行うとしている。

大口融資先の債務区分の厳格化

01 年秋から 02 年春にかけて行った特別調査では大口融資先の債務区分を特に厳格化した。この調査は債務区分を厳格化して「破綻懸念先」以下に落として、再生か資金回収を急がせるだけでなく、債権放棄などの支援を受けた大口融資先のその後の再建計画が予定どおり推進しているか、銀行が取っている土地などの担保評価が厳正かどうかを検証させることになった。さらにこれらの大口融資先には複数の銀行が協調融資しており、銀行によって債務者区分が違っているケースがある。これをより厳しい区分で統一せよというものだった。メインバンクは「要注意先」に区分していても、他行が「破綻懸念先」や「実質破綻先」に区分していたとすれば、より厳しいほうに統一されることになる。もうひとつ、これらの大口債務者にはDCF方式による個別引当が実施される。また公表される有価証券報告書に虚偽のないことを証明する代表取締役の署名が義務付けられていた。

この結果経営状態の悪い大口融資先が「要注意先」から「破綻懸念先」や「実質破綻先」にランクダウンされることになる。ちなみに「要注意先」と「破綻懸念先」以下では貸倒引当金の引当率に天と地の差がある。これに DCF 方式による引当金増加が加わり、大手銀行は貸倒引当金の大幅の積み増しを迫られ、最終利益は大赤字になってしまった。

業種別業績の悪化

バブル崩壊後、日本経済は不況に見舞われた。したがって日本は全ての業種に おいて業績悪化の状態となったのである。その中でも、主に不動産・建設・卸 小売の三業種があげられる。そしてこの三業種への貸し出し債権の一部が不良 化してしまい、新規の不良債権発生の一つの要因となっていると考えられる。 バブル崩壊後の資産価格デフレ(地価や株価の下落)の影響が大きい。これは、この三業種はバブル期において、多額の借り入れ等の負債によって資金調達を行い全産業の半分強を占めるといった多くの土地を購入した。実際全産業の土地資産額のうち三業種の保有土地資産は54%(不動産27% 建設7% 卸小売20%)を占めている。しかし、地価はバブル崩壊後の約10年間にわたって、商業土地を中心に大幅な下落が続いているため、資産価値がそれにともなって減少を続けているが、しかし負債の価値は名目で固定されているため、バランスシートの正味、資産価値が損さえることになった。また、これらの三業種ではバブル崩壊後、収益が低調に推移している。

業種別に見ると、特に卸小売業では流通革命の影響を強く受け、また新興企業の進出もあり、産業構造調整圧力が強まったため、企業ごとの格差が大きくでて「負け組」企業」がでてきてしまっている。また、この三業種においては、設備投資の制約も収益の低調に関係していると考えられる。原因としては債務返済が優先され設備投資が先送りされることになり、

また担保価値の低下によって銀行からの融資を含めた資金調達を困難にするからである。このような土地への過大投資・競争激化による収益低迷の結果、 過剰債務をかかえることとなる。これらの過剰債務の全てが不良債権と密接な 関係にある。

しかし、それだけではなく、バブル崩壊の影響が比較的に小さかった製造業・ その他の業種においても不良債権が増加しているのである。

非製造業・製造業全体としての過剰債務は大きくない。しかし、企業の収益 力を見ると、売上高当期利益率の低迷が続いている。

製造業においては、アメリカの IT バブルの崩壊を受けて IT 関連財の需要が大きく落ち込み売上数量の減少により経常利益が大幅に減少した。そして非製造業においては、他からの影響は少なく、製造業に比べて経常利益減少も小幅ではあるが販売価格がそのまま影響をうけるため、価格下落が相対的に大きく受けた。そのため、97-98年頃以降、それ以前に比べて企業の倒産が増加しているため、製造業・非製造業において、こうした「負け組」企業がでてきてしまっている。

こうした、「負け組」企業への貸し出しが一部不良化してしまっていると考えられる。更に、この問題は銀行は衰退セクターの企業だとわかっていながらも結局、倒産してしまうと完全負債となってしまうので要注意先への企業へも貸し

入れをしてしまった。しかし、これは成長セクターへ、その分の充分な賃金貸出しを妨げるため経済活性を妨げる要因の可能性としても考えられる。

第三章 不良債権短期処理へ向けて

不良債権を短期処理で実現するために、ただ、銀行に対し処理を押し付けるのは「貸し剥し」「貸し渋り」「倒産」の問題や「自己資本比率の減少」「大手銀行の破綻」から金融危機を招きかねない。これら諸問題に直面する前に、「主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」をもとに政府が適切な形をとって不良債権を進めるべきである。

第一節 日本銀行・政府による不良債権処理のバックアップ 金融再生プログラムから日本銀行のバックアップと公的資金を考察する。

< 金融緩和 >

バブル崩壊後から資産価格が低下し、逆資産効果によって消費の後退を招いた。 そして消費下落が企業収益を低下させ、不良債権の増加を招いた。物価が下落 し、貨幣の価値が上昇するということが日本経済のマイナス要因であり、さら に通貨安定と信用制度の保持育成が目的であれば、このデフレを日銀は通貨供 給量を調整することで一般物価水準を安定させるべきである。

そこで日本銀行は 1995 年にコールレートを 0.5%の水準まで誘導させ、ゼロ 金利政策を発動した。<図 1 > 2000 年 3 月誘導目標を翌日物コールレートから 日銀当座預金残高に変更した。正常な状態ならば、マネーサプライを増やすと、 その段階で世の中全体では資産としての貨幣が超過供給となり、人々は余分な 貨幣の一部をほかの資産に振り分けようとして、たとえば債権、株式の需要を 増やす。すると、債券価格や株価が上昇する。新たに債権や株式を購入する人にとっての利回りである金利や期待株式収益が低下する。これによって投資の 機会費用が減少し、設備投資が促進されるはずである。(ケインズ・トービン効果) しかし、現在の超低金利のもとで、人々が抱く期待利子率に対して、市場利子率は低く、現在の金利は下げ止まりの状況であると思われる。これによっ

て需要で吸収されてしまう。 < 図 2 > つまり、流動性の罠が存在し、金融政策によって利子率を下げることは不可能である。 < 図 3 >

次に、信用乗数は(M2+CD/データベース) <図4>でもとめられる。この信用乗数の増加は、市場への通貨流通の増加を表す。ここで80年から01年までの信用乗数を見てみる。 <図5>80年から92年まで増加しているのを見て取ることができる。その後93年から01年までに年々減少している。ここで93年から01年までのM2+CDを見ると、平均して3.2%増加している。一方、マネタリーベースは超低金利政策の下で平均して8.54%増加している。ここから実際に市場は貨幣が流れにくいことがわかる。ほとんど流動化の罠の状況に近い低金利下では更なる利益低下による伝播効果(ケインズ・トービン効果)による景気回復は期待できない。次に実際市場へ資金の流出があまり行われていないことがわかる。このことからマネタリーベースはこれ以上増やす必要がないが、市場への資金流出が刺激されるような政策が必要となってくる。

< 公的資金 >

公的資金の目的は「金融システムの安定化」である。金融システムが危機的 状況になれば、経済に大打撃を与える。

まず、公的資金の注入の方法は大別して二通りある。ひとつは金融機関の破綻処理を行う際に債務超過分に公的資金を当てる方法で、主に預金者保護を目的している。この場合の原資は政府・預金保険機構から出資し、そして、それを破綻銀行もしくは営業業務を譲り受ける別の金融機関に対して資金援助を行う。本来ならここで保険金支払い限度が元本 1000 万円とその利息しか支払わないが、ペイオフ解禁が延長されているので現在は全額保障されている。もうひとつの方法は資金注入という方法で、金融機関が発行した優先株や劣後債で公的資金によって買い上げることが結果として、自己資本を増強させる。主に自己資本を増強させることを目的としている。優先株は議決権がかわりに配当や企業精算の際の残余財産を優先的に受け取ることができる株式であり、優先株に対して国に銀行が配当を支払うことができなければ、優先株が普通株に転換し議決権がうまれる。これによって、国は銀行の経営が悪化すれば議決権を通して銀行経営を改善させるよう指導することができる。

大幅な公的資金注入は現在までに二度あった。一度目は劣債後ローンなどを 主な注入方法として大手銀行など 21 行に約 1 兆 8000 億円注入した。二度目は 97 年新光証券や北海道拓殖銀行、山一證券など金融機関の破綻が相次いだこと により金融危機の懸念が高まったため公的資金注入にいたった。ここで銀行の 健全・不健全等の個別事業がほとんど考慮に入れられず、1,8兆円をほぼ均一に各行に注入された。さらに同時に中小向け融資の貸し出し枠が作られたことは、資本増強と借り手保護という矛盾の形が存在し、公的資金注入の目的の明確さが抜けていた。ここでの問題は、どのような銀行にいくらの公的資金を厳格に査定しなかったことがある。査定をしっかりしておけば、必要な銀行に必要な分の公的資金を集約することができ、無駄な費用を使わずに効果を期待できたと思われる。

公的資金を早期に入れるメリットは、公的資金による銀行の経営体力を向上させることで不良債権の直接償却に加えて引当金の積み増しを進めることが可能になり、短期処理が実現する。そして、早期に銀行経営状況が改善されれば、破綻後に公的資金を投入するケースよりも投入コストを低く抑えることができる。銀行が破綻する際には企業向け債権のうち不良債権化したものの占める割合が上昇し、処理が遅れたために資産の劣化がかなり進行していることが多いので、不良債権処理に投入しなければならない公的資金が莫大な額にのぼるケースがほとんどである。したがって、業務改善が見込まれる銀行に対しては早期に資本注入を行い引当金の積み増しや不良債権のオフバランス化を進ませたほうが公的資金の投入は小額ですむことになる。

最後に、今年五月にみずほ銀行が 6 月後半(予定)の公的資金注入に伴い、 経営健全化計画が発表された。経営健全化計画からわかるように経営体制面で は 100 人以上の役員が解雇の実施、外部から社長・会長の登用、米国式の企業 手法の導入、人件費削減のためにリストラ、役員の解雇、退職金を払わないと いう経営責任も設定した。これがうまくいけば、国が保護する形で破綻の可能 性が低下し、破綻によって起こる急激な信用収縮を防ぐことにも繋がる。

今の銀行の収益だけでは不良債権を処理するのは困難である。不良債権が処理されず、そのままであると、日本経済が機会費用を失い、大きな損失を被る。過去の教訓から公的資金を注入する際しっかり査定を行った上で、早期処理のメリットを生かし、政府も。ただ、資本注入を行う場合でもすべてを公的資金でまかなうのではなく、銀行による増資をさせる方法がある。こういったものを活用していけば国民の負担を少なくてすむ。

<特別支援金融機関>

特別支援金融機関とは、竹中プランが銀行による貸し出しなどの資産査定を従来より厳密に行うことによって、不良債権処理のための損失が膨らむことによ

り、最終的に自己資本が不足してしまう銀行が出てくる可能性を考慮して、銀行を「特別支援」するために作られた機関である。

まず、この特別支援の主な内容としては、ひとつに日銀の特別融資(特融) 二つ目に公的資金注入、三つ目に 取締役会への検査官の派遣である。

はじめに日銀の特融についてふれてみたい。これは日銀が信用秩序の目的として金融機関に対して行う特別融資である。しかし、これは日銀が内閣総理大臣および財務大臣の要請を受けて、日銀法に基づき考査を行う。このときに、金融機関等に立ち入り経営実態や管理体制の調査をする考査と、立ち入らずに提出された資料の分析や役職員に対するヒアリング調査などをするオフサイト・モニタリングで調査を行い特融を実施するかの判断を行う。

その基準として4つあげられる1つはリステミックリスクが顕著化する惧れ があること。これはひとつの金融機関が機能することにおいて、ほかの金融機 関に対する預金取り付け等の波及や支払い不能の連鎖、またそれらに伴う内外 市場の著しい混乱や市場機能などが懸念されるからである。そしてシステミッ ク・リスクを回避するために、3ヶ月以内の返済をめどに必要最小限の融資にし ている。日銀の資金供与が必要不可欠であること。またこれらの努力を行うよ うに融資は無担保で行われますが、金融機関が容易に資金が借りられるため努 力を怠るといったことを防止するために、あくまでも特融は中央銀行の「最後の 貸し手」として機能するため、自ら最大限資源調達努力してもなお資金不足が見 込まれる、他の金融機関による支援も困難であるといった場合である。日本銀 行の資金供与が必要不可欠であること。これはまたこれらの努力をおこなうよ うに融資は無担保で行われますが、金利は公定歩合の5%高く設定されています。 3つめには、モラルハザード防止の観点から関係者の明確な責任を図り、適切 な対応が講じられること。上記 1,2 の条件のように金融システムの安定を確保 し、混乱発生防止のセーフネットのおかげで、整備、充実させればされるほど、 金融機関の経営者や株主等が真剣に問題を解決しようとせず、自己規律を失っ ていくモラルハザードの危険性があるため、責任を負うべき経営陣の退任等の 明確化があげられる。4つめには、日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮す る。特融資等についてはその大半が全額回収されているが、一部のケースにつ いては、損失を被らざるを得なかった事例があるからです。以上の 4 条件をふ まえたうえで、特融の実施の有無を判断していく。このように特融を行うこと によって、1つの金融機関危機が、金融システム全体の危機に拡大しないよう に決算資金などの手当てに直ちに対応するといった政府・日本銀行一体の協調 姿勢を示している。

また、金融庁の検査官が取り締まり会や経営会議に出席をし、厳しいチェック を行っている。また、金融庁に「金融問題のタスクフォース」を新設し、不良 債権終結に焦点をあて、事業計画の進行具合をチェックしている。不良債権終結に焦点をあて、事業計画の進行具合をチェックしている。そして、不良債権を「再生勘定」に分離し、残りの健全な「新勘定」と分けて管理システムも導入し、再生勘定「再生勘定」をRCC などに売却し、処理し、処理加速のねらいがある。

第二節 整理回収機構と産業再生機構

<整理回収機構>

整理回収機構とは1996年に設立された住宅金融債権管理機構と、1995年に当初破綻した東京の2信組の不良債権処理から、その後破綻した金融機関の不良債権処理をもとに、さらにその後破綻していない金融機関からも不良債権処理を行うようになった、整理回収銀行が1998年に合併し、両機能を持った。

銀行は破綻懸念先以下の融資金はRCCに大幅にディスカウントして売却する。その売却価格は精算価格とされ融資先の資産などを処分・精算した後に回収できる金額のことを言う。RCCは産業再生機構を補うため、自らも日本政策投資銀行と組んで企業再生ファンドを設ける予定となっている。

このファンドはRCCのメインからも要管理先債権を買い取るが、その買い取り価格は精算価格より高い「存続価格」(企業の存続を前提とした時価)になりそうである。存続価格よりさらに強いのが、再生機構の「適正価格」(貸し出しの簿価から貸し倒れ引当金を差し引いた実質簿価に近いとされる)という。銀行は買い取り価格が高くなればなるほど、売却損が小さくなって得することとなる。

しかし一方でRCCが不良債権を買い取る際、資金は税金などの公的資金で賄われているということを忘れてはならない。買い取り価格と実際の債権残高が一時負担となり、買い取った債権が十分に回収できない場合、再度公的資金が投入され、回収額と買い取り価格が二次負担となる。表1)「債権回収実績」RCCによる債権回収額の内訳、RCB勘定は合併後大幅に増加した。しかし、2001年の金融再生法改正より導入されたDCF法によって査定されるようになり、これによって買い取り価格が上昇した。表2) 新法(金融再生法改正後)ベース 一方で国民負担のリスクも上昇したことになる。つまり、買い取り価格が上昇すれば回収が十分にできなかった場合の公的資金を注入する量が増大する。一方で買い取り価格を下げた場合、銀行がRCCへ処理するためのコストが上昇するために活用が進まない。

いずれにしても 2 次損失に公的資金を投与し国民負担の増大は避けねばならない。メインバンクと債務者企業とが容易に身動きの取れない状態にあるとか、法的整理の結果、失業難を避けたいなどの市場以外の事情が少なくない。不良債権処理は金融再生、産業構造改革が進行し、雇用問題が改善しないとなかなか進行しない。これは整理回収機構の外部問題であるが、整理回収機構内部において債務者企業を再生する能力は、今のRCCに不足している。この面での解決は産業再生機構の重要な課題となる。

<産業再生機構>

銀行が不良債権の最終処理を進めれば、再生可能な企業までもが倒産に追い込まれる可能性が出る。今までは、再生の見込みのある企業については銀行側と債権者側との間で事業の再建について計画を立て、債権放棄をとりおこなってきたが。このような方法では、債権をもつ銀行団の足並みがそろわないなど効率良く進まないという問題がある。そこで、企業再生を円滑に進める存在として産業再生機構が注目されている。産業再生機構は2003年4月16日正式に設立し5月8日に稼動となった。産業再生機構は国と銀行などが資本金5500億円程度を共同で出資して設立された。

現在の企業再生の問題点として、例えば、メインバンクと非メインバンクとの金融機関間で調整が困難なために再生計画が進まないような場合、産業再生機構がメインバンクと非メインバンクとの間を調整し「債権の買い取りの決定」「債権処分の決定」「支受の決定」を行う。メインバンクと非メインバンクとの間にまたがった、企業の持つ債権を買い取るなどして集約化し、また、機構は非メインの金融機関に再生計画への同意を求め、再生計画の成立のため立場から調整を行うこともある。さらに、成立した再生計画の実施を監督することなどにより、事業の再生を支援する。また、必要に応じ、融資、保証等のニーズにも対応を検討する。

企業再生については、基本的には民間主体で進むことが望ましいと考えられる、しかしながら、現在、企業再生・産業再生に日本全体で急いで取り組む必要があるとの認識はあるものの、メインバンクと非メインの金融機関間で調整が困難な場合もある。また、事業再生に関する日本の金融マーケットは未だ充分発達していない面も指摘され、更に、異なる銀行グループにまたがるような事業再生は、民間だけでは難しい場合も多いと考えられる。こうした理由から、期間を限って政府の関与により事業再生を促進する組織が必要となる。バブル

崩壊後、2000年までに株・土地の下落により 1500 兆円もの資産価値を失い、依然として不況はいまだに続いている。金融機関の不良債権処理はその経営の足をひっぱっており、このためリスクテイク能力を著しく損なっている金融機関では、過剰債務に陥っている企業でその事業に関して十分な競争力があるような場合にも、円滑な融資を試行させ、経営の建て直しをさせ、競争力を回復させ、企業を再生に繋げるといったことを行うことが難しく、これを補完するためにも政府主導で不良債権と過剰債務問題を解決しようとするため産業再生機構の設立は正しいといえよう。

我々の考えではRCC、産業再生機構の活用により直接償却が増えてくることでオフバランス化が進むと考えている。これは間接償却に比べて一度処理をしてしまえばリスクはなくなるという意味で効果的であると考えられる。ただ、その前提としては既存の不良債権の厳格な査定がなければこれも決定的な改善を生めないであろう。そのため国の役割はまず厳格な査定を行ったうえで必要であれば公的資金を注入し銀行のリスクテイク能力の改善をはかるべきである。不良債権の処理により自己資本が回復し、しっかりと経常利益を出せるようになれば現状のような国債を大量に保有するような状況は生まれないと考える。これの問題点は自己資本比率の算出法の分母に国債は安全資産なのでカウントされないという問題がある。根本的な問題はやはリリスクテイク能力の脆弱性にあるのだろう。

これまで述べてきたように、早期に不良債権処理が行われれば日本経済の回復の兆しが見えるのではないか。だが一時的には再生困難に分類された企業の淘汰が進むことにより失業など問題も発生すると思われる。しかしこの再生困難という分類は生産性、収益性から判断され、ここを整理することによって銀行本来の成長期待分野への投資が期待できる。短期的にはさらなる不況の悪化が起こりうるが、長期的には高生産性へ資金が流れることで景気の回復が促されると予測する。

結語

このように分析を行った結果、我々の見解としては銀行のリスクテイク能力 の脆弱性が根本的な問題であると考える。その結果として安全資産とされる国 債の買い入れや民間への資金の滞りなどが発生し、投資が減少する。それは日 本の中小企業の株価や業績を悪化させ、この状態が続くのならば新規の不良債権を発生させると予想される。それは銀行の自己資本比率を低下させ、さらなるリスクテイク能力の低下を生むであろう。

このような悪循環をとめるために今回の我々の見解では早期処理が望ましく それにより痛みを伴うが銀行の低生産分野の切り離しが進み、RCCや産業再 生機構によって企業の選別が行われることによって銀行としては有望な民間企 業に資金を提供すると見込んでいる。